

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成30年12月号 vol.50



今年、最終号となりました。最後にこんな嬉しいニュースを伝えられるとは(^^♪
なんと、私が愛する信州のサッカーチーム”松本山雅”がJ2のリーグ戦を制覇、4年ぶりのJ1昇格を果たすことができました！！
最終節までもつれ込んだ大混戦の今年のリーグ戦。一時期は20位まで落ち込んだ山雅がまさか優勝するとは信じられない思いです。
ふるさと愛って素晴らしいなと思います。今年は良い年越しができそうです。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

最近、夜間の長時間労働の抑制や生産性の向上などを目的に、早朝出勤を奨励する企業が増えているようです。こうした企業では、福利厚生の一環として、早朝出勤した従業員に朝食を支給することもあるようです。支給方法によっては給与課税されることもあるので注意が必要です。

”支給方法によって給与課税されるケースと非課税となるケースがあります”

(1) 早朝出勤が夜間残業に代わるものとして行われている場合

- ① 企業が購入した朝食を無料で支給するケース
→ 全ての従業員が朝食の無料支給を受ける権利を与えられているのであれば、全員が支給を受けていなくても、特段高額な朝食でなければ給与課税はされません。特定の役員やその親族などに支給する場合は課税されます。
- ② 従業員が購入した朝食を企業が金銭で精算するケース
→ 朝食を購入した従業員から領収書などの提出を受け、用途を明確にしておくことで非課税とできます。

(2) 勤務時間を前倒ししている場合

- ① 企業が購入した朝食を支給するケース
→ 無料は給与課税されます。(ア) 従業員が半額以上を負担 (イ) 企業の負担が月額3,500円以下 であれば非課税となります。
例えば、1食300円の朝食を、従業員が150円を負担、月額3,000円(150円×20日)とする方法です。
- ② 従業員が購入した朝食を企業が金銭で精算するケース
→ 従業員が食事の代金を負担していないため給与課税されます。

「今月の本の紹介」

「ディズニー 夢をかなえる神様が
教えてくれたこと」
(鎌田 洋 著・SB Creative)

仕事というものの本質をあらためて気づかせてくれる一冊でした。

特に、「見えないそうじ」のエピソードは、子供の頃から先生に命令されて嫌々ながらやるもの、また、結婚して家庭に入っても渋々やるもの(特に男性は(笑))というイメージの強い掃除に対するディズニースタッフの姿勢から、仕事の意義、人生の意義を学んだ気がします。

心温まる感動的なエピソードが3話詰まっています。

「気まぐれ簡単レシピ」

< 鶏肉のとりみ鍋 >

- ・鶏むね肉 160g → 薄いそぎ切り、小麦粉 大2をまぶす
- ・長ネギ 1本 → 3cmのブツ切り
- ・豆苗 50g
- ・しょうゆ 大2、みりん 大2、酒 大2、水 1カップ (A)

① 鍋に長ネギと(A)を入れ、中火にかけ煮立ったら鶏肉を1枚ずつ入れる。

② 動かさずに煮て火を通す。

③ 豆苗を加え、ひと煮立ちさせる。

”わさびを好みで添えても美味しいです！”

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所